

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画馬場山西地区地区計画を次のように変更する。

名 称	馬場山西地区地区計画	
位 置	北九州市八幡西区馬場山西地内	
面 積	約2.5ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の副都心黒崎地区の南約8.5kmに位置し、地区の東端は、北九州直方道路馬場山インターチェンジと国道200号の結節点に隣接した交通至便な地区である。</p> <p>このような立地状況から、地区周辺では近年、急速に住宅市街地が形成されつつある。</p> <p>そこで、本地区計画は、無秩序な開発を防止するため適正な制限を定め、低層住宅地としての良好な居住環境の形成・保全を目指す。</p>	
及び 区域の 整備・ 開発 の方針	土地利用の方針	周辺環境と調和した良好な低層戸建住宅地としての土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅地としての良好な居住環境を形成するため建築物の用途を制限する他、必要な規制・誘導を図る。
地区 整備 計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅(住宅の戸数が3以上の長屋を除く)</li> <li>2 2住戸の共同住宅</li> <li>3 住宅で次の用途を兼ねるもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務所</li> <li>(2) 日用品の販売、日常サービスを主たる目的とする店舗</li> <li>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</li> </ol> </li> <li>4 地区集会所又は診療所</li> <li>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>6 前各号の建築物に付属するもの</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	170㎡(ただし、地区集会所用地を除く)
	建築物等の高さの最高限度	9m
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣</li> <li>2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス等を設けたもの</li> </ol>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

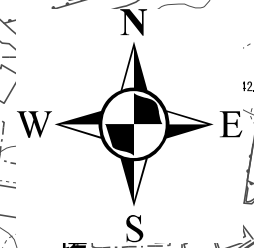
都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成元年8月21日告示 第241号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号


# 北九州広域都市計画 馬場山西地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500

## 計画図



**凡例**

 地区計画区域